もっと知りたい税のこと

令和2年6月

財務省

目次 CONTENTS

1 「税」の意義と役割を知ろう …… 2

1 「税」は社会の会費　2 「税」の役割　3 「税」の三原則

2 「税」の現状を知ろう …… 4

1 さまざまな「税」　2 国の税収　3 税制の変遷と各税目の特徴

4 財政の状況　5 受益と負担のバランス

3 「所得税」を知ろう …… 10

1 所得税について　2 所得の種類について　3 人的控除について

4 所得税の負担の変化

4 「相続税」と「贈与税」を知ろう …… 14

1 相続税について　2 贈与税について

5 「消費税」を知ろう …… 17

1 消費税について　2 消費税率引上げについて

3 消費税の「軽減税率制度」について

6 「法人税」を知ろう …… 22

1 法人税について　2 「成長志向の法人税改革」について

7 「国際課税」を知ろう …… 24

1 国際課税制度について　2 租税条約について

8 これからの「税」を考えよう …… 26

1．「税」の意義と役割を知ろう

1 「税」は社会の会費

年金、医療などの社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった**公的サービス**は、私たちの豊かな暮らしには欠かせないものですが、その提供には多額の費用がかかります。

こうした「**公的サービス**」は、例えば、警察や防衛のように、特定の人だけのために提供することが困難なものや、社会保障や教育など、費用負担が可能な人への提供のみでは社会的に不適当なものであり、一般に、市場の民間サービスのみに依存すると、必要な量・水準のサービスが提供されません。

このため、こうしたサービスの費用を賄うためには、皆さんから納めて頂く税を財源とすることで、公的に実施することが求められます。

このように、みんなが互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、**公的サービス**の費用を広く公平に分かち合うことが必要です。まさに、税は「**社会の会費**」であると言えます。

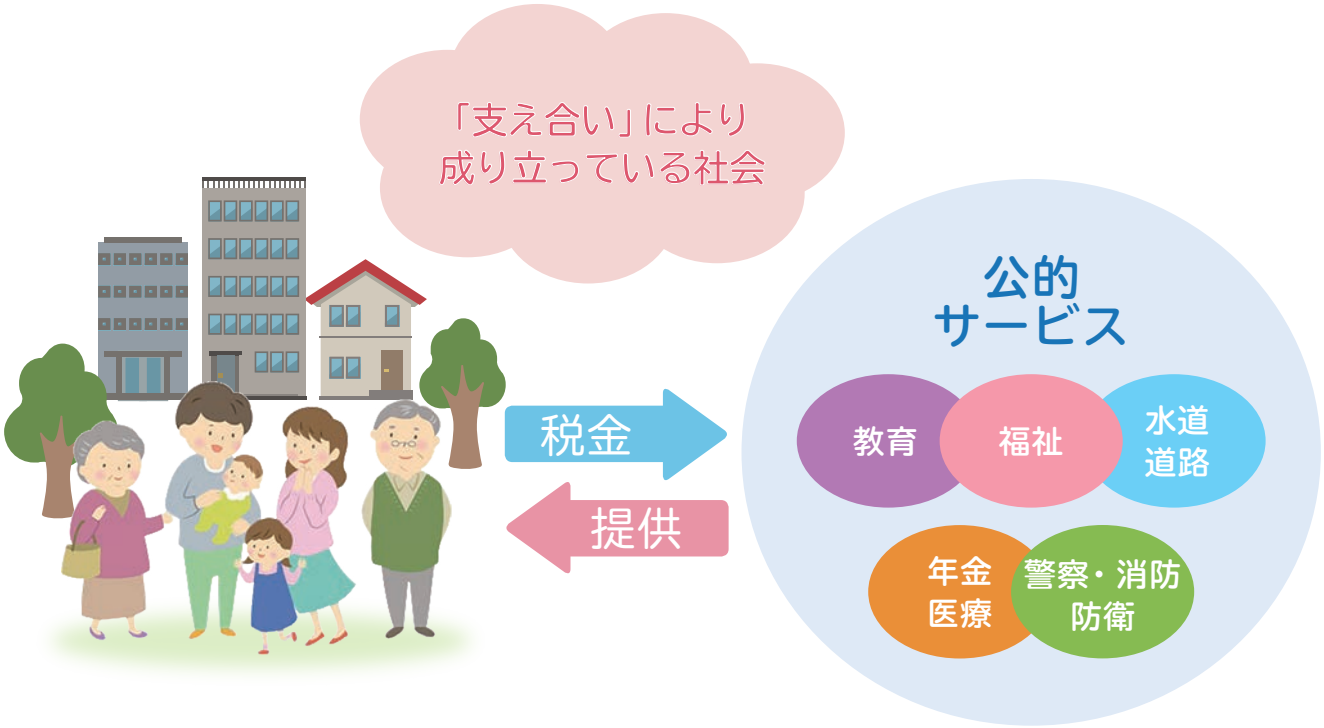

2 「税」の役割

財源調達機能

税は、前述のような「**公的サービス**」の財源を調達する最も基本的な手段であり、税制の最も直接的かつ重要な役割です。

所得再分配機能

所得税や相続税には、経済力のある人により大きな負担を求める**累進性**があり、社会保障給付等の歳出とあいまって、所得や資産の**再分配**を図る役割を果たしています。

経済安定化機能

税は、好況期には税収増を通じて総需要を抑制する方向に作用し、不況期には逆に税収減を通じて総需要を刺激する方向に作用することで、自動的に景気変動を小さくし**経済を安定化**する役割を果たしています。

3 「税」の三原則

公平の原則

経済力が同等の人に等しい負担を求める「**水平的公平**」と、経済力のある人により大きな負担を求める「**垂直的公平**」があります。さらに、近年では「**世代間の公平**」が一層重要となっています。

中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするのが、**中立**の原則です。

簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにするのが、**簡素**の原則です。

一言で「**公平**」といっても、様々な指標があり、人それぞれの置かれている環境により捉え方は変わります。こうした点に配慮するとともに、経済社会の構造変化に対応した税制を築いていく必要があります。

2.「税」の現状を知ろう

1 さまざまな「税」

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。第一は、「**何に税負担を求めるか**」による分け方で、大きく分けると、所得に対する税、消費に対する税、資産等に対する税があります。

第二は、「**誰が課税主体か**」による分け方で、国が課税主体であるものを国税、都道府県や市町村といった自治体が課税主体であるものを地方税といいます。国税・地方税を合わせて40種類以上あり、それぞれの税は法律に定められています。

このほか、「**誰が税を負担し（実質負担者）、誰が税を納めるか（納税義務者）**」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する直接税（所得税など）と、納税義務者と実質負担者が異なる間接税（消費税など）があります。

所得に対する税（所得課税）	消費に対する税（消費課税）	資産等に対する税（資産課税等）
所得税、法人税、住民税など 所得（利益）を対象として課税	**消費税、酒税、たばこ税、揮発油税など** 物品やサービスの消費等を対象として課税	**相続税、贈与税、登録免許税など** 資産の取得・保有等を対象として課税

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	●所得税 ●法人税 ●地方法人税 ●地方法人特別税 ●特別法人事業税 ●森林環境税（令和6年度～） ●復興特別所得税	●住民税 ●事業税	消費課税	●消費税 ●酒税 ●たばこ税 ●たばこ特別税 ●揮発油税 ●地方揮発油税 ●石油ガス税 ●航空機燃料税 ●石油石炭税 ●電源開発促進税 ●自動車重量税 ●国際観光旅客税 ●関税 ●とん税 ●特別とん税	●地方消費税 ●地方たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税 ●自動車税（環境性能割・種別割） ●軽自動車税（環境性能割・種別割） ●鉱区税 ●狩猟税 ●鉱産税 ●入湯税
資産課税等	●相続税・贈与税 ●登録免許税 ●印紙税	●不動産取得税 ●固定資産税 ●特別土地保有税 ●法定外普通税 ●事業所税 ●都市計画税 ●水利地益税 ●共同施設税 ●宅地開発税 ●国民健康保険税 ●法定外目的税			

2 国の税収

国の税収（一般会計分）を見てみると、バブル景気のもとで平成２年度には60兆円台となりましたが、その後、個人所得課税を中心とする減税や、景気の低迷等により徐々に税収は減少しました。そして、平成21年度には、リーマンショックの影響等により、税収は約39兆円にまで落ち込みましたが、その後の景気回復等により、平成30年度の税収は60.4兆円となっています。

一般会計税収の推移

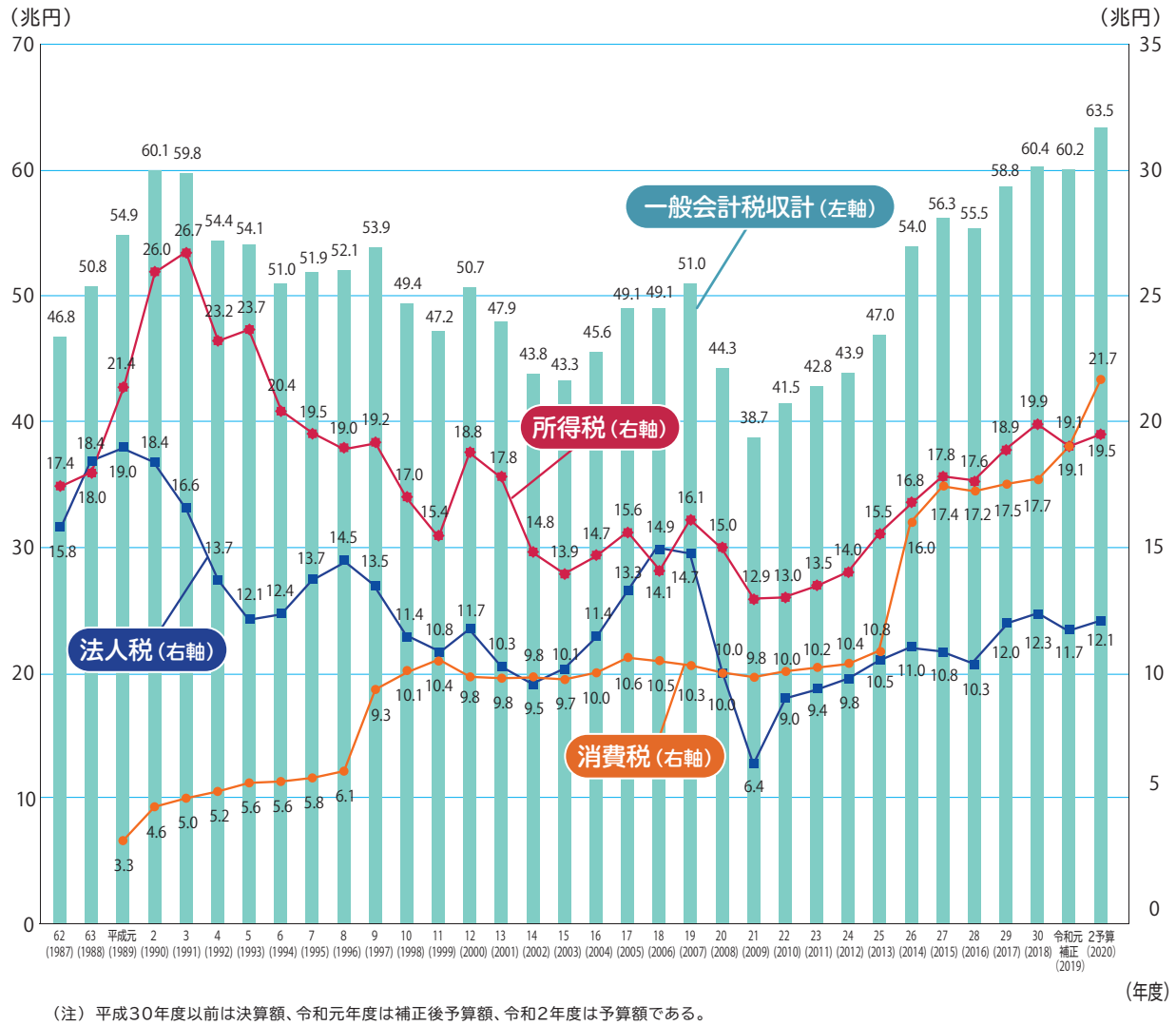

（注）平成30年度以前は決算額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度は予算額である。

3 税制の変遷と各税目の特徴

平成を振り返ると、昭和末期における所得税の重税感や消費の多様化等も踏まえ、税体系全体として税負担の公平につなげるため、個人所得課税等が軽減されるとともに、消費に広く公平に負担を求める消費税（３％）が平成元年に創設されました。

その後、少子高齢化の加速を背景に、勤労世代の人口が相対的に減少する一方、社会保障の財政需要の増大が避けられないこと等を踏まえ、個人所得課税の軽減と消費税（以下、地方消費税分含む）の充実（３％⇒５％・平成９年）を柱とする税制改革が行われました。

さらに、社会保障と税の一体改革の下、消費税については、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点で、社会保障の財源と位置付け、平成26年に税率を５％から８％に、また令和元年10月に８％から10％に引き上げられました。この間、所得税については、所得再分配機能を回復する観点から、最高税率等の見直しが行われているほか、法人税については、国内企業の活力と国際競争力を維持する観点から、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことによって法人課税は成長志向型に改革されています。

このように、時々の経済社会の変化を踏まえつつ、各税目の改正が行われてきました。

主要な税目の特徴は下表のとおりです。

	国の税収 （令和2年度予算）	特徴
所得税	19.5兆円	・所得に応じて、累進的に負担が増加します。 ・勤労世代（現役世代）が主として負担します。 ・各種控除などにより、個々人の事情に対してきめ細かい配慮が可能です。
法人税	12.1兆円	・成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要です。 ・さまざまな政策税制措置が講じられています。 ・税収が景気の動向に比較的左右されやすい特徴があります。
消費税	21.7兆円	・勤労世代（現役世代）など特定の世代に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担を分かち合うこととなります。 ・税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的です。 ・経済活動に対する影響が相対的に小さいです。
相続税	2.3兆円	・格差の固定化につながらないよう資産の再分配を図るという役割があります。 ・一定の資産を保有している層を対象に負担を求める税となっています。

4 財政の状況

近年、国の一般会計歳出では、社会保障関係費や国債費（国債の元利払いに充てられる費用）が増加している一方、その他の政策的な経費の割合が縮小しています。近年の予算においては、社会保障関係費と国債費と地方交付税交付金等で歳出全体の約４分の３を占めています。

令和２年度においては、当初予算成立後に新型コロナウイルス感染症対策の実行等に必要な経費を追加計上したため、令和２年度予算（第二次補正後）の一般会計歳出総額は約１６０.２兆円になっています。

令和２年度予算（第二次補正後）の一般会計歳入では、約６３.５兆円の税収を見込んでおり、歳出全体の約５分の２になっています。

令和２年度一般会計歳出・歳入の構成（第二次補正後）

一般会計歳出

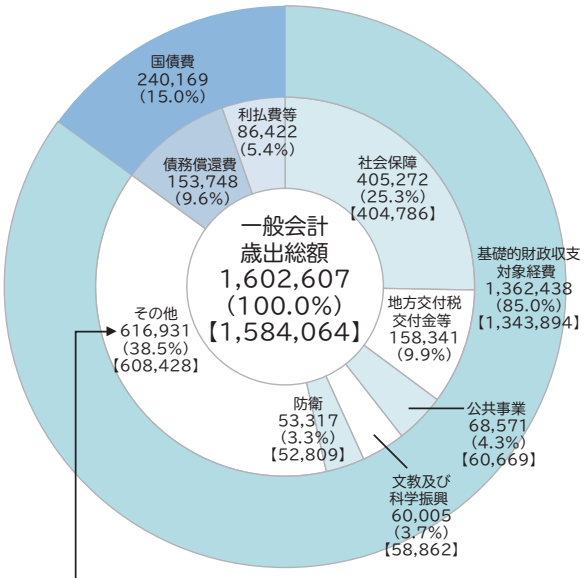

中小企業対策	223,974 (14.0%)【223,944】
食料安定供給	12,847 (0.8%)【12,839】
エネルギー対策	9,577 (0.6%)【9,090】
経済協力	6,486 (0.4%)
恩給	1,750 (0.1%)
その他の事項経費	242,298 (15.1%)【234,319】
予備費	5,000 (0.3%)
新型コロナウイルス感染症対策予備費	115,000 (7.2%)

一般会計歳入

（単位：億円）

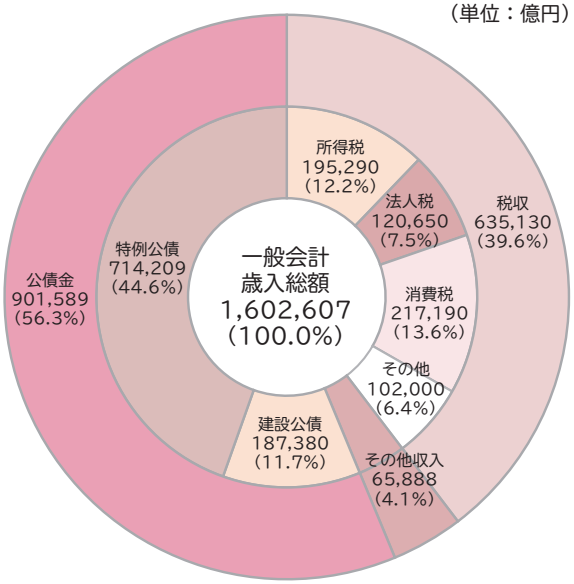

（注1）【】内は臨時・特別の措置（消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、令和元年度・2年度当初予算において講ずることとされた措置）を除いた計数。

（注2）「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。

（注3）「一般歳出」（＝「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの）は、1,204,096（75.1%）。うち社会保障関係費は33.7%。

一般会計歳出と一般会計税収との差は大きく開き、その差は借金である**国債**（建設公債・特例公債）の発行によって賄われている状況にあり、子や孫の世代へ負担を先送りしています。現在の税制は高齢化等の影響により拡大する歳出を賄うことができておらず、その基本的な役割である**財源調達機能**を十分に果たせていません。

財政の状況

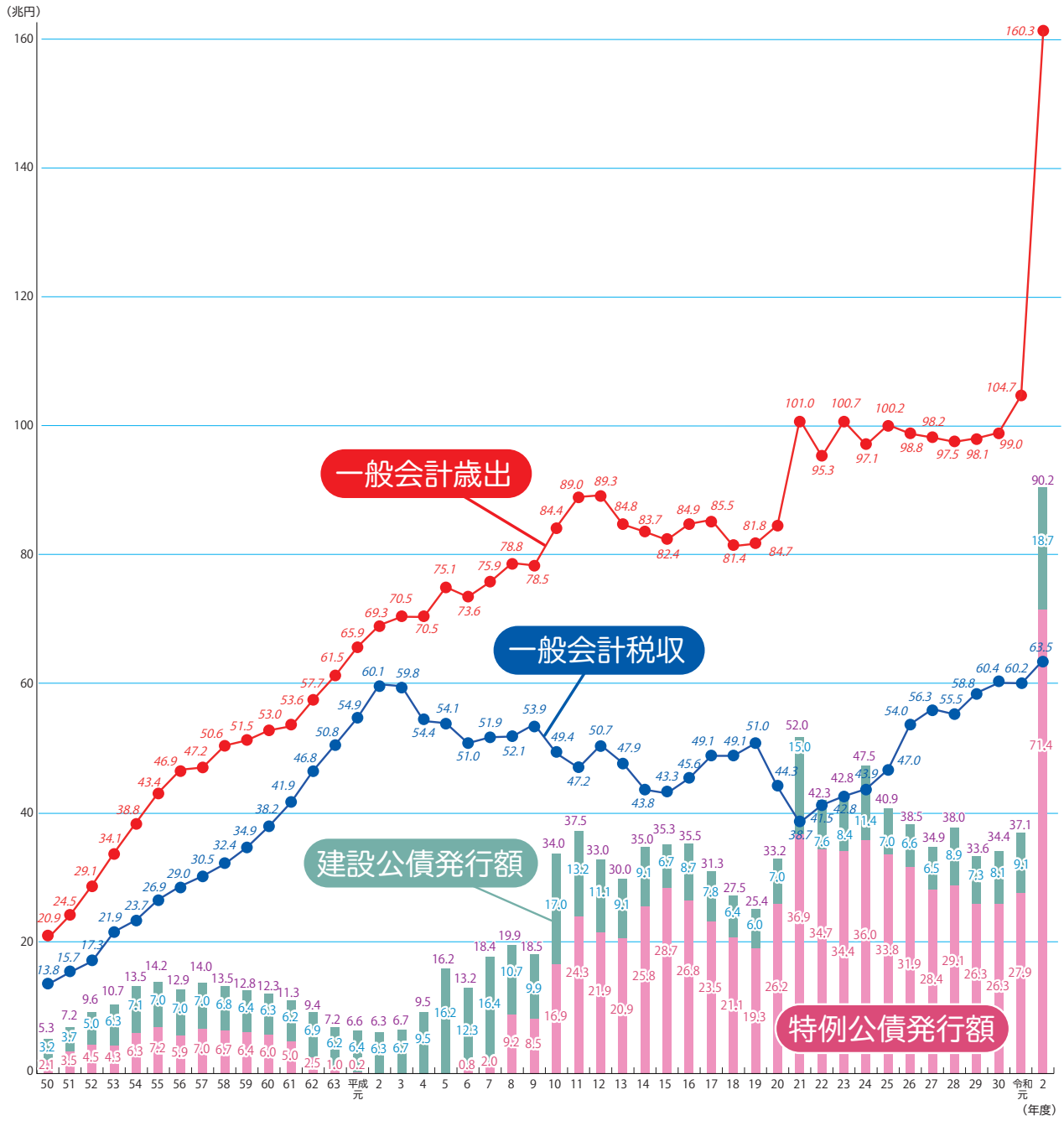

（注1）平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算、令和2年度は第2次補正後予算による。
（注2）公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
（注3）令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

5 受益と負担のバランス

諸外国と比較すると、現在の日本の税収の規模は対ＧＤＰ比で国際的に低い水準となっています。支出面については、社会保障以外の支出規模は国際的に低い水準ですが、社会保障支出の規模は中程度の水準となっています。

高齢化に伴う社会保障の給付の増加と国民の負担の関係について、引き続き、国民全体で議論していく必要があります。

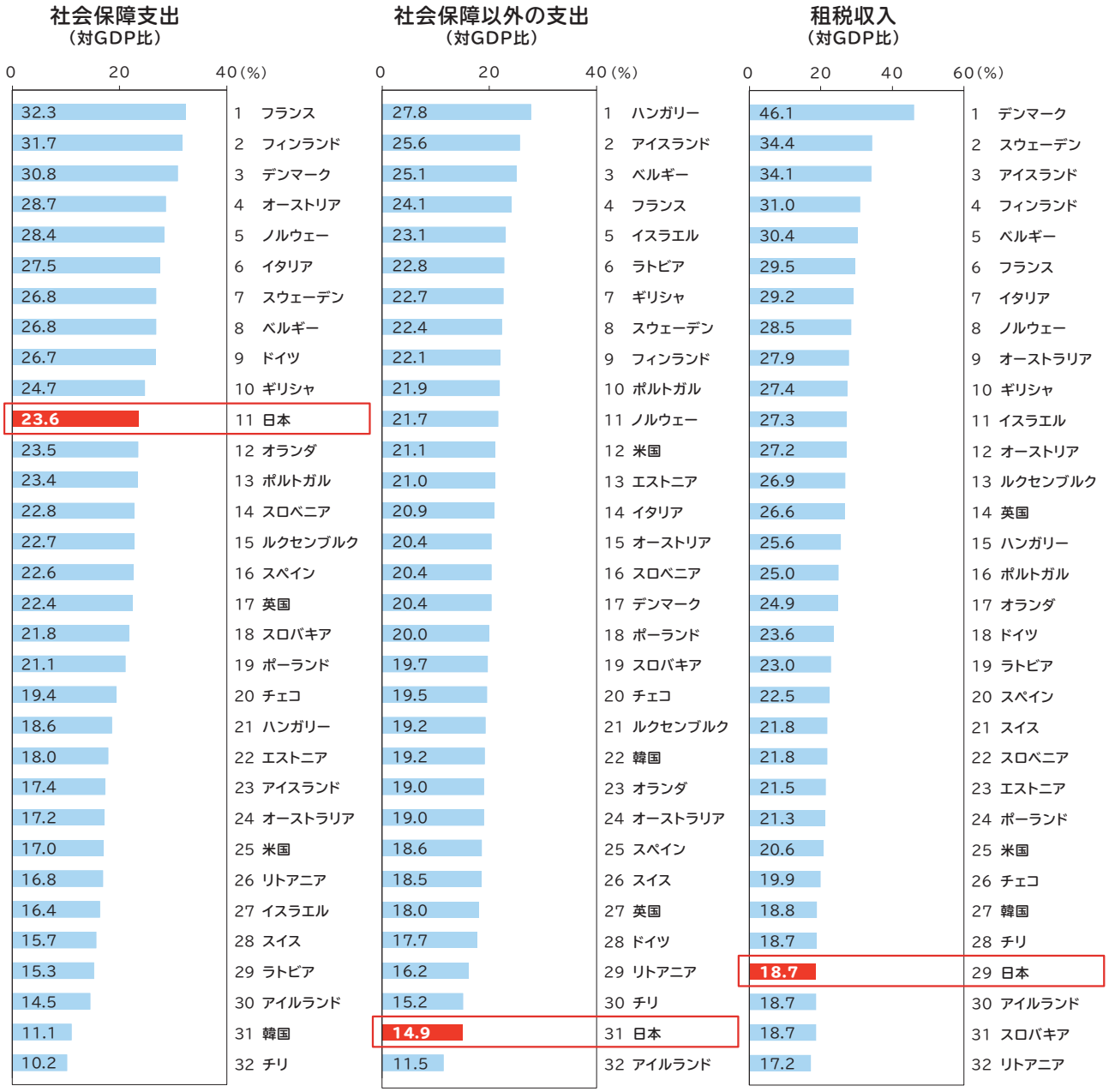

【2017年】

（出典）OECD”National Accounts”、”Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等

3.「所得税」を知ろう

1 所得税について

所得税は、給料や商売の利益、あるいは土地を売って得た利益などに対して課される税金です。例えば、会社員の給与の場合、

① 給与収入（年間収入）から給与所得控除を差し引いて**所得金額**を算出した上で、
② 税金を納める人の税負担能力に配慮するため、所得金額から**基礎控除**、**配偶者控除**などの所得控除額を差し引き、
③ その残額に対して**超過累進税率**（所得が高い部分ほど適用される税率が高くなる仕組み）を適用して税額を計算します。

このように、所得税は、所得の大きさに応じた負担を求めることができ、また、家族構成などの事情に応じたきめ細かな配慮を行うことができるものとなっています。

給与所得者の所得税額計算のフローチャート

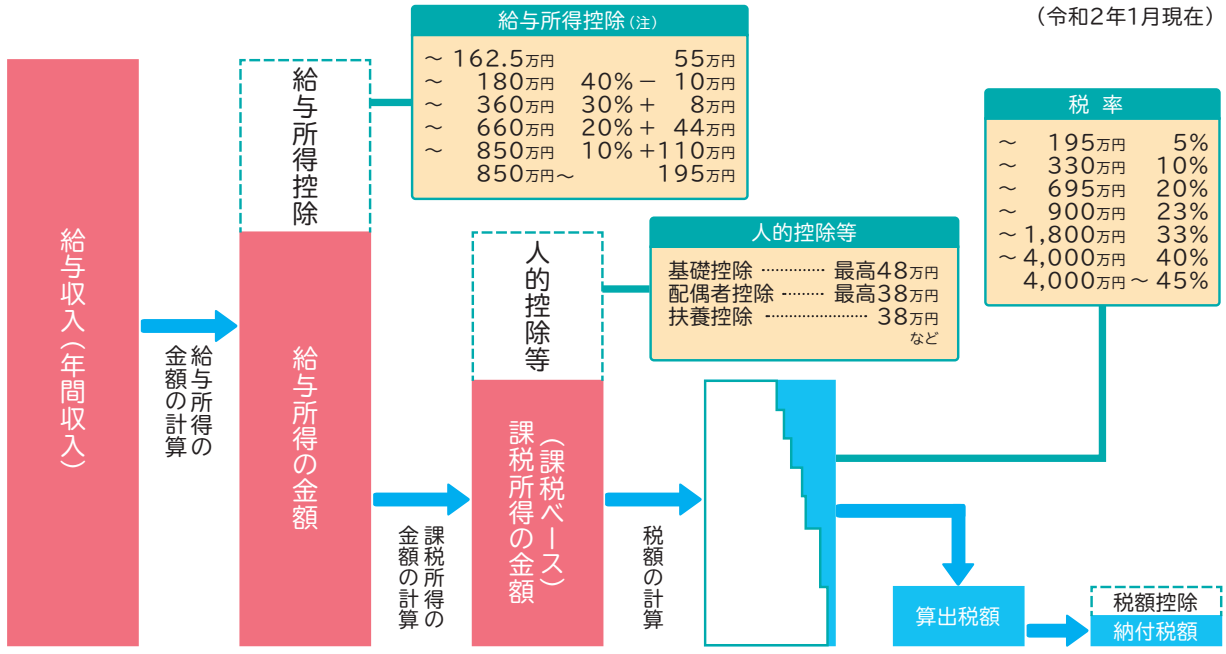

（注）23歳未満の扶養親族又は特別障害者の扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。
給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

2 所得の種類について

所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

所得の種類	対　　象	計　算　方　法	課税方式
利子所得	公社債や預貯金の利子、 合同運用信託・公社債投資信託や 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額	源泉分離課税 （注1）
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資法人の金銭の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額 －［株式などを取得するための借入金の利子］	申告不要 総合課税 申告分離課税
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費	総合課税
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合課税 （注2）
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額（注3）	総合課税
退職所得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	（収入金額－退職所得控除額）× ½ ※勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税は適用されません。	分離課税
山林所得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－ 必要経費－特別控除額（50万円）	分離課税 （5分5乗）
譲渡所得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする一定の地上権の設定等を含む）による所得	［収入金額］－［売却した資産の取得費・譲渡費用］－［特別控除額（50万円）］	総合課税 （注2）
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	［収入金額］－［収入を得るために支出した費用］－［特別控除額（50万円）］	総合課税 （注2）
雑所得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	（公的年金等） 収入金額－公的年金等控除額 （公的年金等以外） 収入金額－必要経費	総合課税 （注2）

（注1）特定公社債等の利子等については、申告不要又は申告分離課税。
（注2）一部、分離課税として取り扱われるものがある。分離課税の対象となるのは、株式等の譲渡による所得（事業・譲渡・雑）、土地の譲渡による所得（譲渡）、不動産業者等の土地の短期譲渡等による所得（事業・雑（令和5年3月31日まで課税停止））、先物取引による所得（事業・譲渡・雑）等である。
（注3）23歳未満の扶養親族又は特別障害者の扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。
　給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

3 人的控除について

全ての方に適用される基礎控除や、個人の様々な事情（世帯構成など）を踏まえた控除が設けられています。

		対　象　者	本人の所得要件
基礎的な人的控除	基礎控除	●本人	合計所得金額2,500万円以下 （2,400万円超から控除額が逓減）
	配偶者控除	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者（控除対象配偶者）を有する者	合計所得金額1,000万円以下 （900万円超から控除額が逓減）
	一般の控除対象配偶者	●年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	
	老人控除対象配偶者	●年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	
	配偶者特別控除	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	合計所得金額1,000万円以下 （900万円超から控除額が逓減）
	扶養控除	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である親族等（扶養親族）を有する者	—
	一般の扶養親族	●年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	
	特定扶養親族	●年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	
	老人扶養親族	●年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	
	（同居老親等加算）	●直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	
特別な人的控除	障害者控除	●障害者である者 ●障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	—
	（特別障害者控除）	●特別障害者である者 ●特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	—
	（同居特別障害者控除）	●特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	—
	寡婦控除	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	●現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する者 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	●本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	合計所得金額75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

4 所得税の負担の変化

所得税の最高税率は、かつて70%（課税所得8,000万円超の部分）でしたが、負担累増感の緩和等を目的として、引き下げられてきました。その後、**再分配機能の回復**を図るため、平成27年分以後については、課税所得4,000万円超の部分について45%の税率が創設されました。

個人所得課税の税率などの推移（イメージ図）

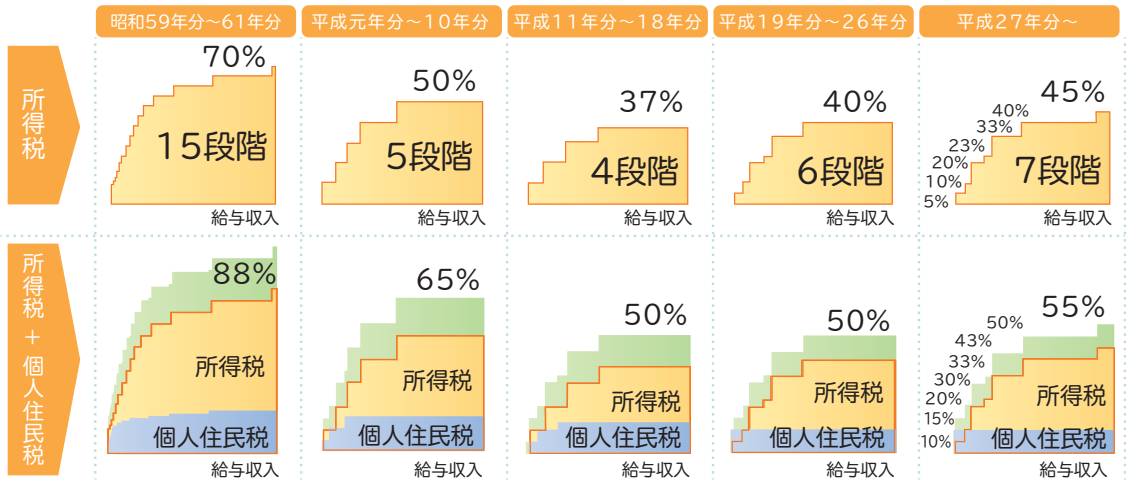

（参考）個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

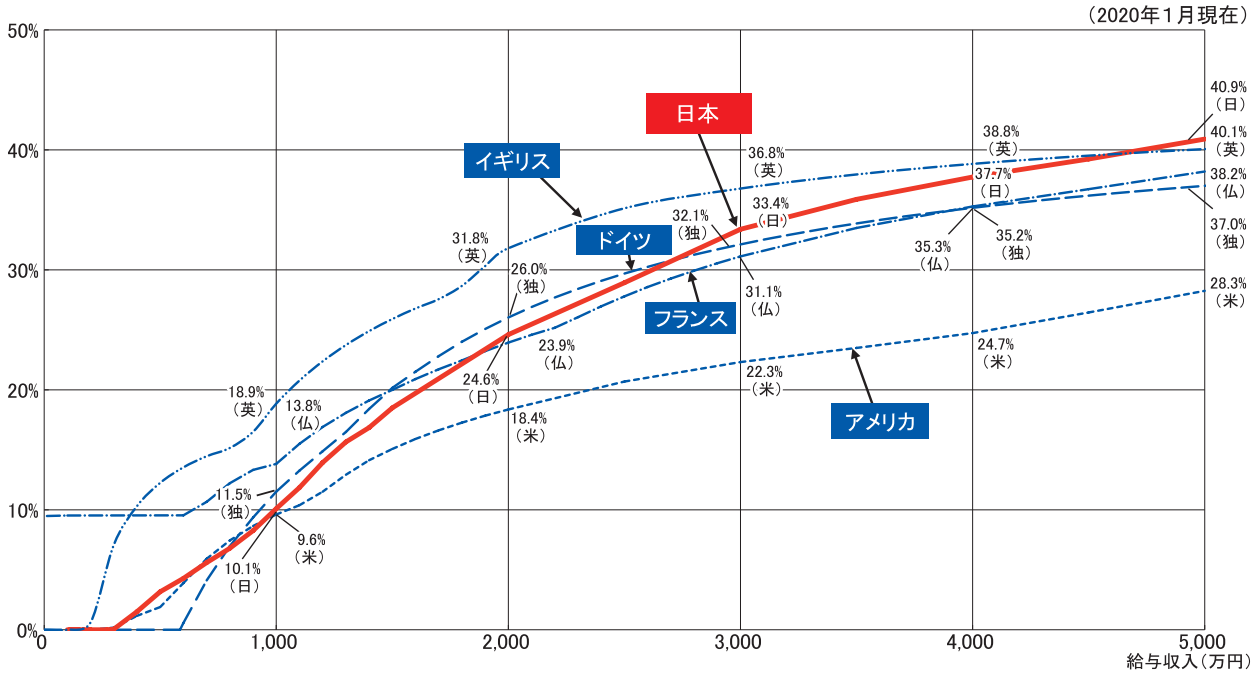

（注）1.日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（算出税額の5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（一般社会税等：所得税とは別途、収入に対して定率（合計9.7%）で課される）が含まれる。なお、同国では2012年1月から財政赤字が解消するまでの措置として、所得に対して0～4%（3段階）の高額所得に対する所得課税が課される（ただし、上記図中においてはこれを加味していない）。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。
2.比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。
3.邦貨換算レート：1ドル＝109円、1ポンド＝141円、1ユーロ＝121円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和2年（2020年）1月中適用）。
4.表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円、及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

4.「相続税」と「贈与税」を知ろう

1 相続税について

相続税は、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。財産の価額が高くなるほど税率が上がる累進税率を適用することで、**資産の再分配**を図るという役割を果たしています。

相続税は、相続した財産の価額から基礎控除といわれる一定の額を控除して計算します。この基礎控除の水準は、バブル期の地価の上昇に伴い引き上げられてきましたが、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。また、税率も徐々に引き下げられてきました。そのため、相続税が課されるのは、亡くなられた方の４％程度に低下し、相続税の再分配機能が低下しているといった指摘がされていました。

相続税の仕組み

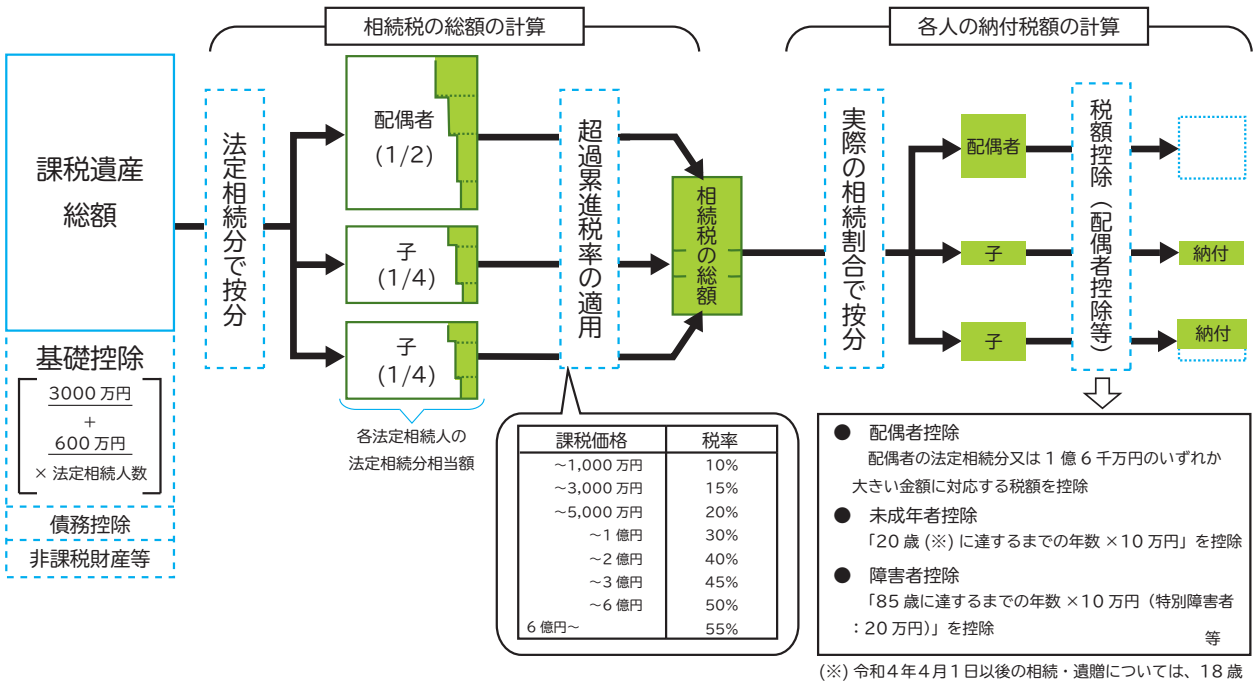

こうした状況を踏まえ、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止するため、平成25年度税制改正では、地価動向等を踏まえた基礎控除の引下げによる課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しが行われました。

最近における相続税の税率構造・基礎控除等の推移

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正（昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正（平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正（平成6年1月1日以降適用）	平成15年度改正（平成15年1月1日以降適用）	平成25年度改正（現行）（平成27年1月1日以降適用）
税率構造	5億円超（最高税率75%） 14段階	5億円超（最高税率70%） 13段階	10億円超（最高税率70%） 13段階	20億円超（最高税率70%） 9段階	3億円超（最高税率50%） 6段階	6億円超（最高税率55%） 8段階
基礎控除	2,000万円＋400万円×法定相続人数	4,000万円＋800万円×法定相続人数	4,800万円＋950万円×法定相続人数	5,000万円＋1,000万円×法定相続人数	同左	3,000万円＋600万円×法定相続人数
地価公示	昭和58年 100 →	昭和62年 157.1 →	平成3年 336.8 →	平成5年 244.1 →	平成14年 80.7 →	平成25年 69.6

相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移

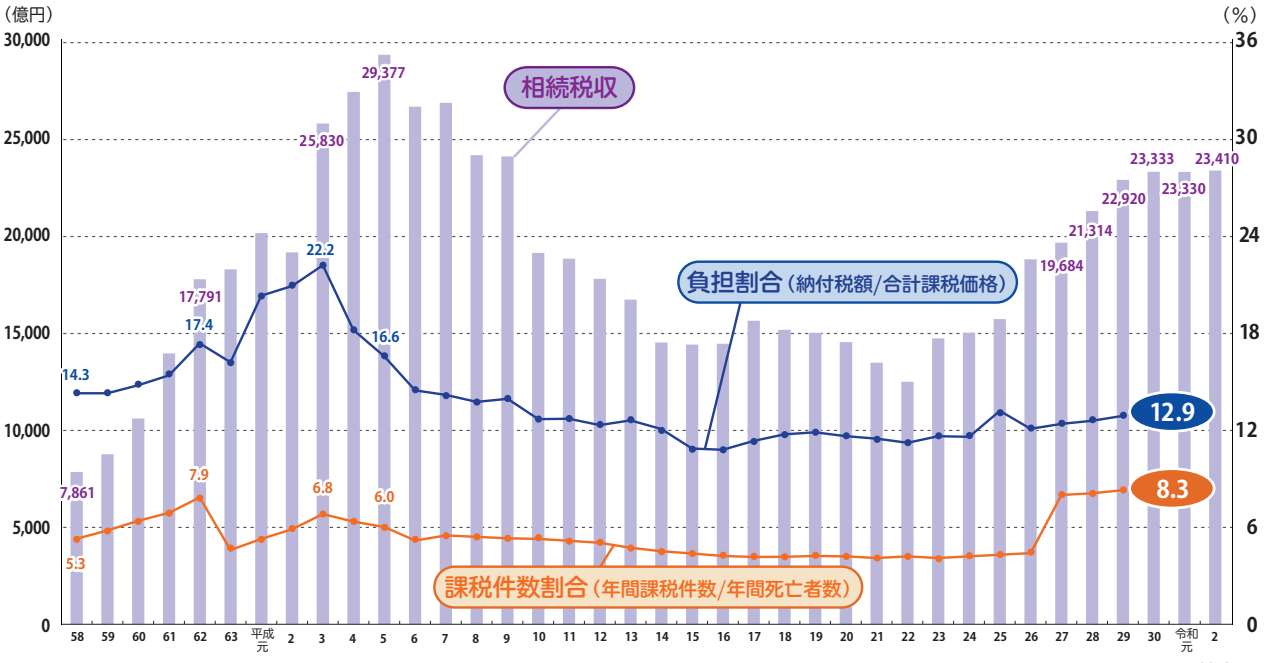

（注1）相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（平成30年度以前は決算額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度は予算額）。
（注2）課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」（厚生労働省）による。

2 贈与税について

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、**相続税を補完する**役割を果たしています。

1. 暦年課税の仕組み

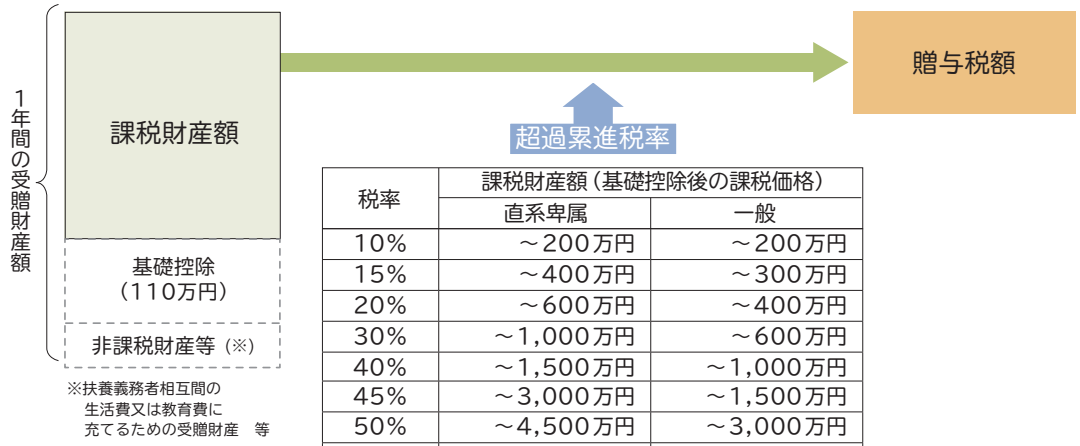

税率	課税財産額（基礎控除後の課税価格）	
	直系卑属	一般
10%	～200万円	～200万円
15%	～400万円	～300万円
20%	～600万円	～400万円
30%	～1,000万円	～600万円
40%	～1,500万円	～1,000万円
45%	～3,000万円	～1,500万円
50%	～4,500万円	～3,000万円
55%	4,500万円～	3,000万円～

昨今の高齢化の進展に伴い、相続による子や孫世代への資産移転の時期がより後半にシフトしています。他方で、高齢者の保有する資産が現在より早い時期に子や孫世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に繋がるといった点が期待されます。

こうした観点から、生前の贈与を容易にして、早期に高齢者の保有する資産を子や孫世代に移転できるように、贈与時に一律２０％の贈与税を納付し、後に相続税の計算の際に精算する**相続時精算課税制度**を導入しています。

２．相続時精算課税の仕組み

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例（平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合）	【参　考】暦年課税の場合
贈与時	①贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ②累積で２,５００万円の非課税枠 ③非課税枠を超えた額に一律２０％の税率	贈与額 3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 ×20% 納付税額 100万円	納付税額 1,036万円
相続時	贈与財産額（贈与時の価額）を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円 相続額 1,500万円 4,500万円< 基礎控除：4,800万円 ・無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付	無税
		合計納税額　0円	1,036万円

相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制）
贈与者：６０歳以上の者
受贈者：２０歳（※）以上の贈与者の直系卑属である推定相続人及び孫
※令和４年４月１日以後の贈与については18歳

5.「消費税」を知ろう

1 消費税について

消費税は、消費一般に対して広く公平に課される税です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象であり、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税されます。また、税の累積を排除するために、事業者は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれ、最終的には消費者が負担することが予定されています。
（「**直接税**」と呼ばれる所得税などに対し、このように納税義務者と実質負担者が異なる税を「**間接税**」と呼びます。）

※本章においては、消費税（国税）と地方消費税（地方税）を合わせて「消費税」と表記しています。

消費税の仕組み

消費税は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。

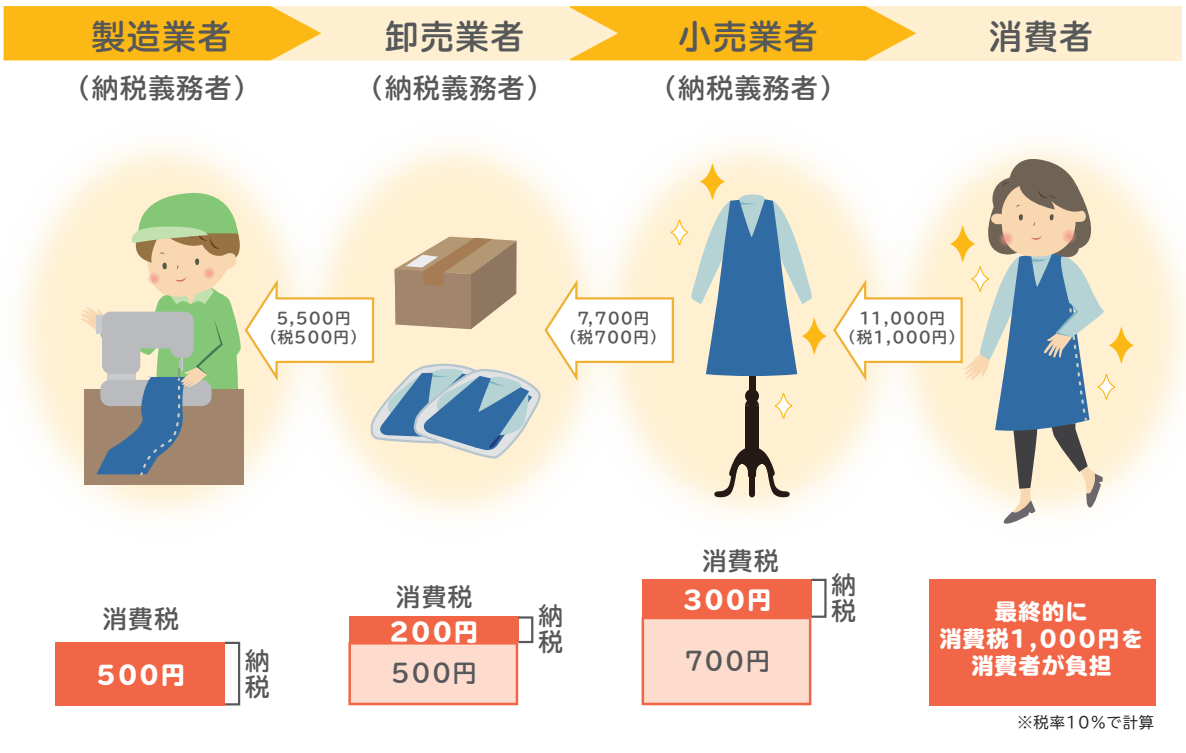

※税率10%で計算

2 消費税率引上げについて

社会保障の財源は、基本は保険料による支え合いですが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、税金や借金も充てています。このうちの多くは借金に頼っており、私たちの子どもや孫などの将来世代に負担を先送りしている状況です。

日本では高齢化が急速に進んでおり、高齢化に伴う社会保障の費用は増え続け、税金や借金に頼る分も増えています。現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐためには、**安定的な財源の確保**が必要です。

私たちが受益する社会保障の負担は、あらゆる世代で負担を分かち合いながら私たちでまかなう必要があります。また、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、従来、高齢者中心となっていた社会保障制度を拡充し、子育て世代や現役世代のためにも使えるよう「**全世代型**」に転換します。

こうした背景の下、令和元年10月に消費税率は8％から10％に引き上げられました。

※ 消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、経済活動に対する影響が相対的に小さく、税収が景気などの変化に左右されにくいことから、社会保障の安定財源に適しています。

日本の高齢化率
（高齢化率＝総人口に占める65歳以上人口の割合）

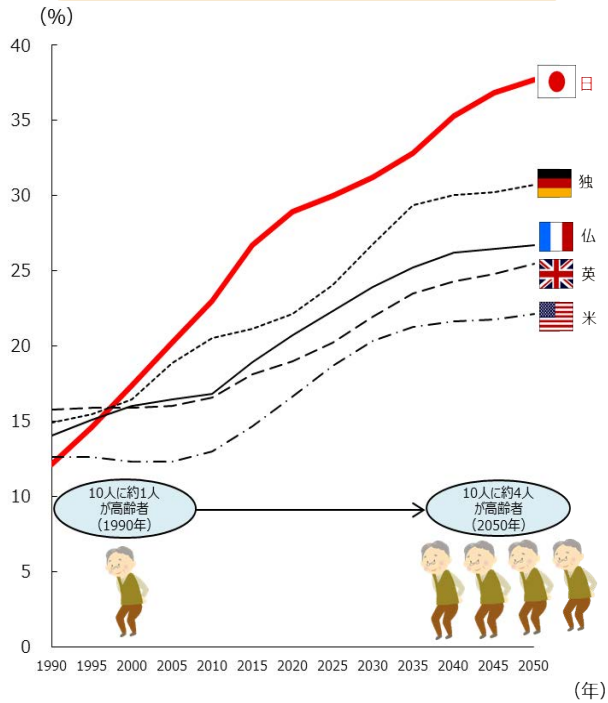

（出典）日　本：総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」
諸外国：国連"World Population Prospects 2019"

社会保障給付をまかなう税金や借金の増加

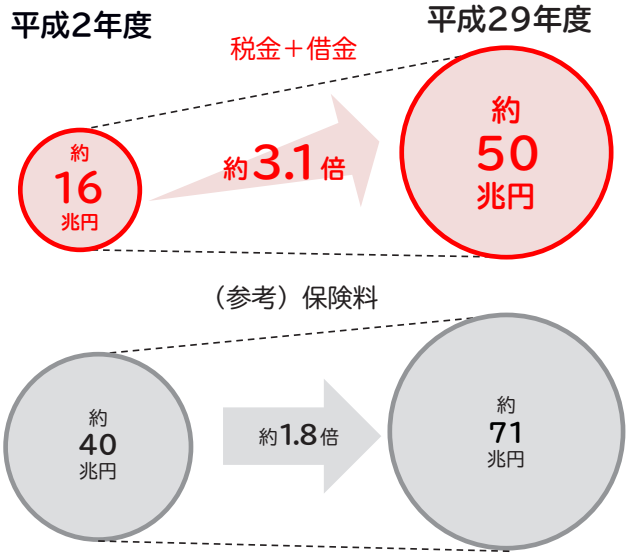

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」

全世代型の社会保障制度へ転換します

消費税率引上げによる増収分は全て社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代のためにも充当し、「全世代型」の社会保障に転換します。

消費税の増収分は全額を社会保障に充当し、「全世代型」の社会保障制度に転換

＜転換前＞
消費税の使い道は
高齢者中心

＜転換後＞
新たに待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化などにも
消費税収を充当し、使途を子育て世代にも拡大

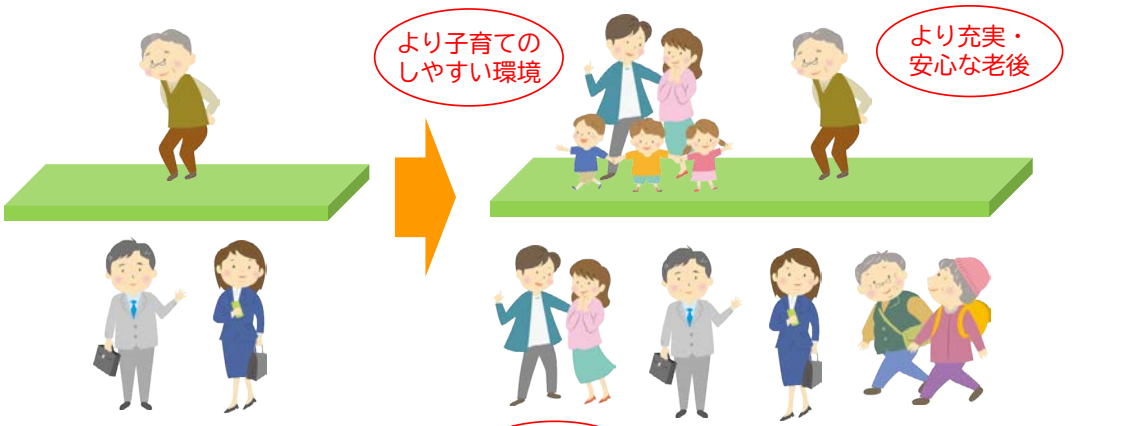

支え手の広がり
・少子化対策
・女性・高齢者も働きやすい環境づくり

消費税率８％→１０％への引上げにより行われる主な施策

待機児童の解消

令和2年度末までに32万人分の受け皿を拡充

介護職員の処遇改善

介護人材の処遇改善により、介護の受け皿を確保

幼児教育・保育の無償化

３歳から５歳までの全ての子供たちの幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化（０歳～２歳児についても、所得が低い家庭を対象として無償化）

所得の低い高齢者の介護保険料軽減

所得が低い高齢者の保険料の軽減を強化

高等教育の無償化

所得が低い家庭の真に必要な子供たちに対し、授業料減免・給付型奨学金支給

年金生活者支援給付金の支給

所得が低い年金受給者に対して最大年６万円を給付

社会保障経費と消費税収の関係（令和２年度当初予算）

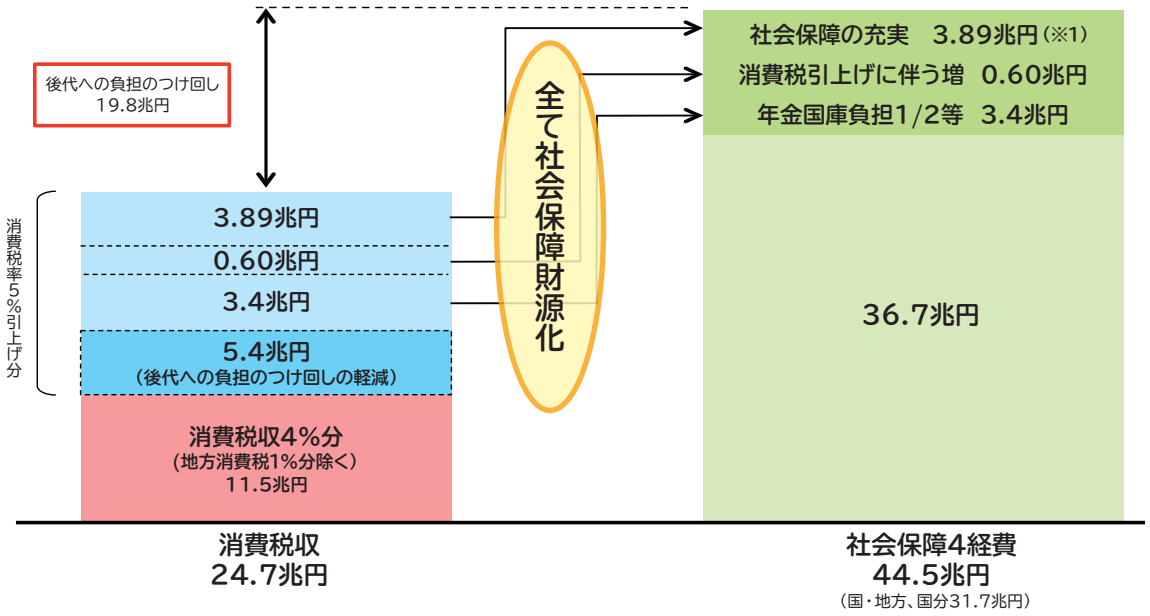

（※1）社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.4兆円）を活用した分とあわせ、社会保障の充実（4.29兆円）を実施している。
（※2）消費税収及び社会保障4経費の各数値は、軽減税率制度の影響を反映した令和2年度当初予算ベースの国・地方の数値である。

（参考）付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

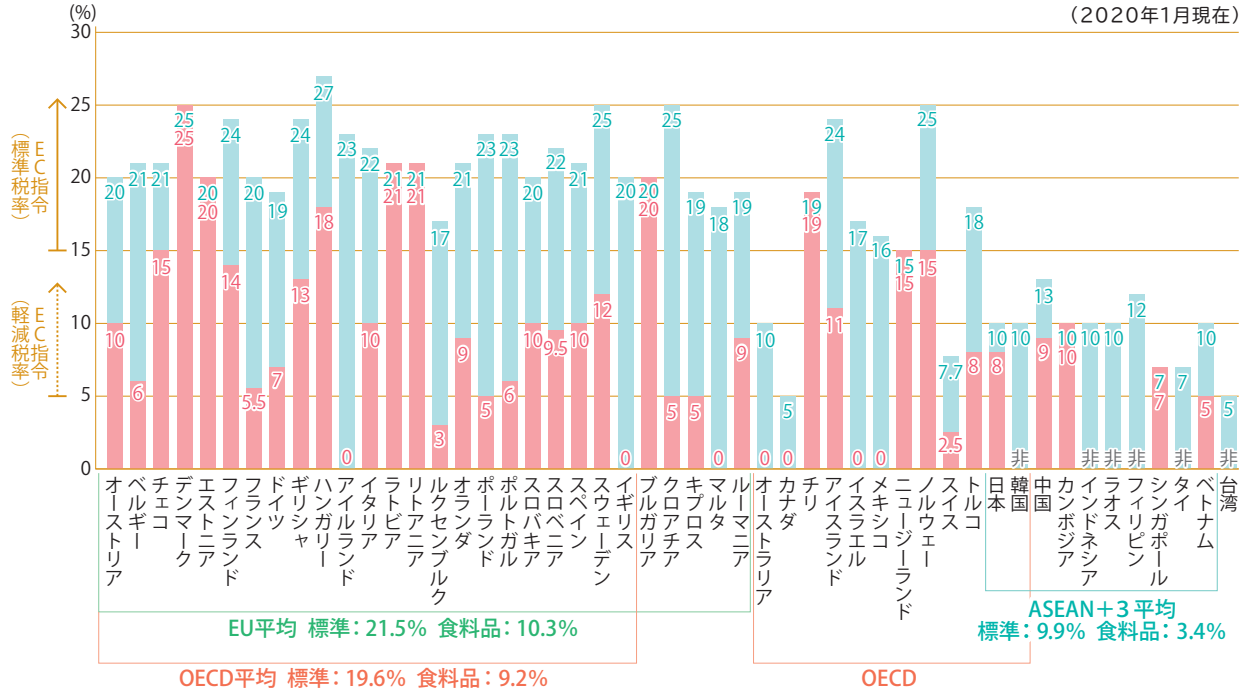

（備考）1. 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。
2. カナダでは、連邦税である財貨・サービス税（付加価値税）に加え、ほとんどの州で州税として付加価値税等が課される（例：オンタリオ州8%）。
3. OECD加盟国のうちアメリカでは、売買取引への課税として付加価値税ではなく、州、郡、市により小売売上税（地方税）が課されている（例：ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計8.875%）。
4. ASEAN加盟国のうちブルネイには売買取引に課される税が存在せず、マレーシアでは2018年9月に付加価値税が廃止され、売上・サービス税が導入され、ミャンマーでは売買取引への課税として取引高税が課されている。
5. 上記中、■が食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
6. EC指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。ただし、1991年時点でこれらを施行していた国は、引き続き適用することができる。
7. OECD平均は日本及び付加価値税の存在しないアメリカを除外している。ASEAN+3平均は日本並びに付加価値税の存在しないブルネイ、マレーシア及びミャンマーを除外している。

（出所）各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

3 消費税の「軽減税率制度」について

消費税率１０％への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、飲食料品（お酒・外食を除く）等の購入に係る税率については８％とする軽減税率制度を実施しています。

日々の生活において、幅広い消費者が購入している飲食料品（お酒・外食を除く）等に軽減税率を適用することにより、家計への影響を緩和するというメリットがあります。

10％
（標準税率）

8％
（軽減税率）

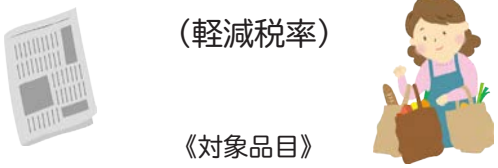

《対象品目》
○飲食料品（お酒・外食を除く）（※）
○新聞（定期購読契約が締結された週2回以上発行されるもの）

（※） 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲のイメージ

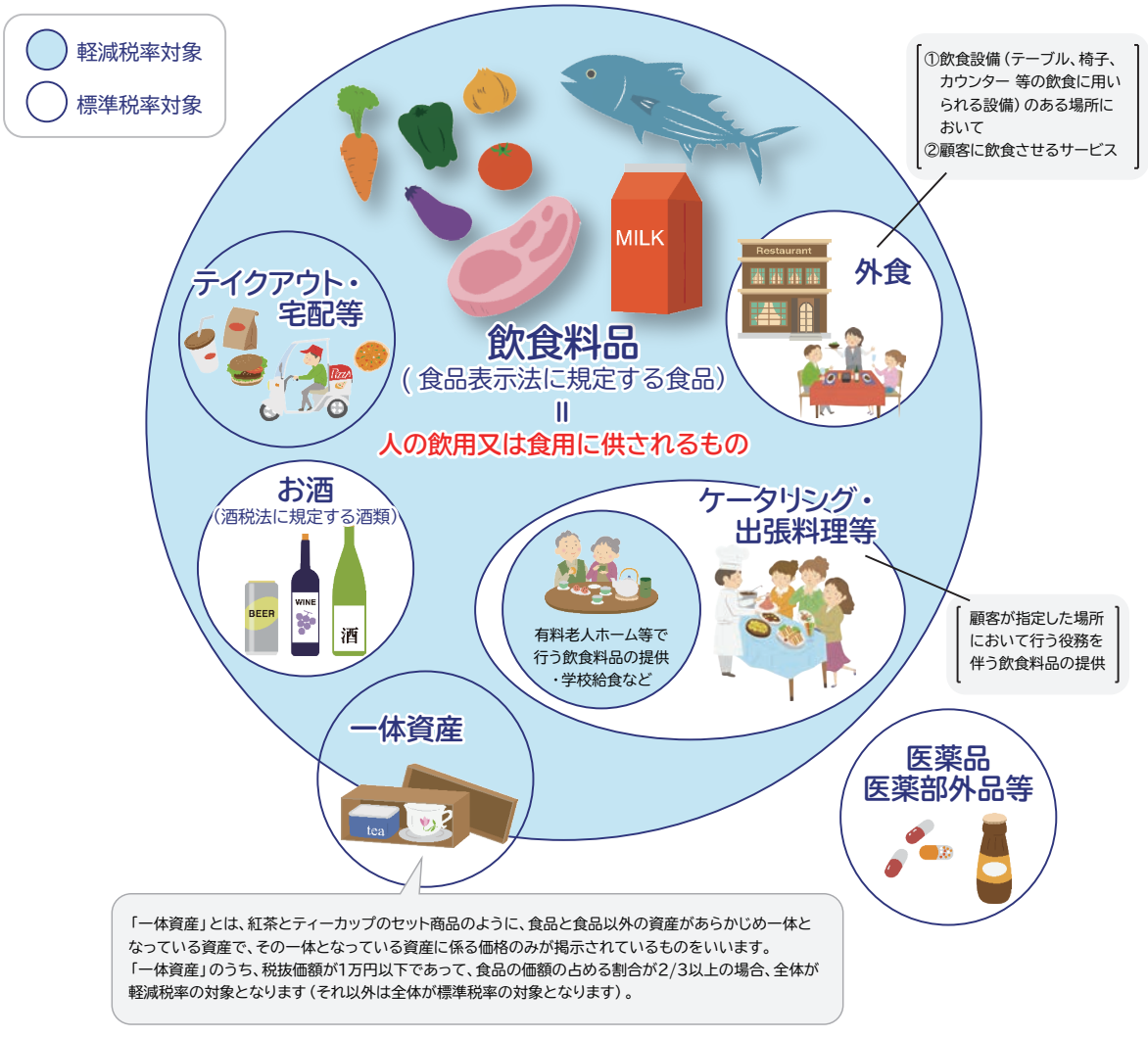

「一体資産」とは、紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが掲示されているものをいいます。
「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）。

6.「法人税」を知ろう

1 法人税について

法人税は、法人の企業活動により得られる所得に対して課される税です。法人の**所得金額**は、**益金の額**から**損金の額**を引いた金額となっています。**益金の額**とは、商品・製品などの販売による売上収入や、土地・建物の売却収入などで、また、**損金の額**とは、売上原価や販売費、災害等による損失など費用や損失に当たるものです。(実際は、下の図のように企業会計上の税引前当期利益を基礎に法人税法の規定に基づく所要の加算又は減算(税務調整)を行い、所得金額を算出します。)

法人税額は、そうして得られた**所得金額**に**税率**をかけて**税額控除額**を差し引くことで算出します。

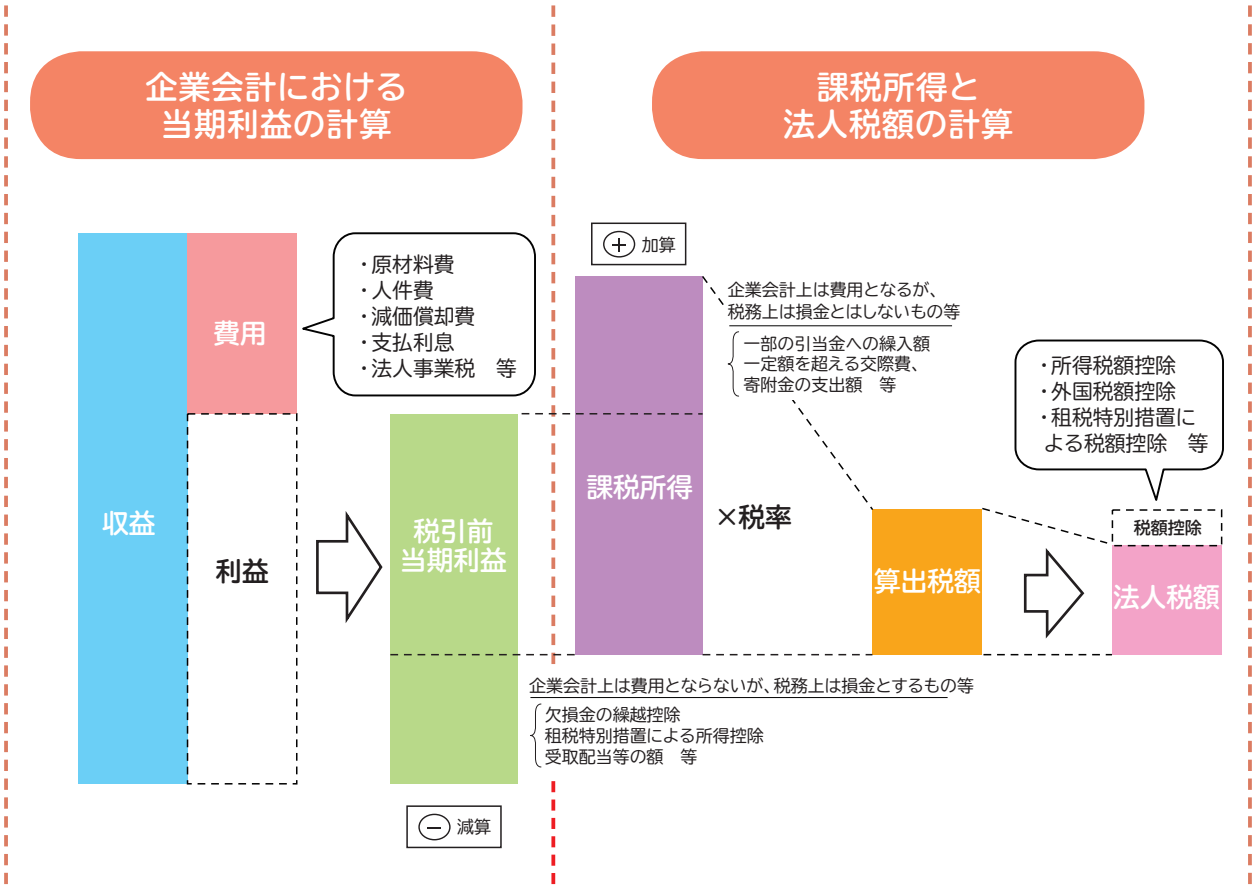

2 「成長志向の法人税改革」について

法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業に対して、**収益力拡大**に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な**賃上げ**が可能な体質への転換を促すため、「**課税ベース（課税の対象となる範囲）を拡大しつつ税率を引き下げる**」という方針の下で法人税改革が進められました。

この成長志向の法人税改革は、平成27年度改正から始まり、改革2年目である平成28年度改正で、目標とされていた「**法人実効税率20%台**」が実現しています。

法人実効税率の国際比較

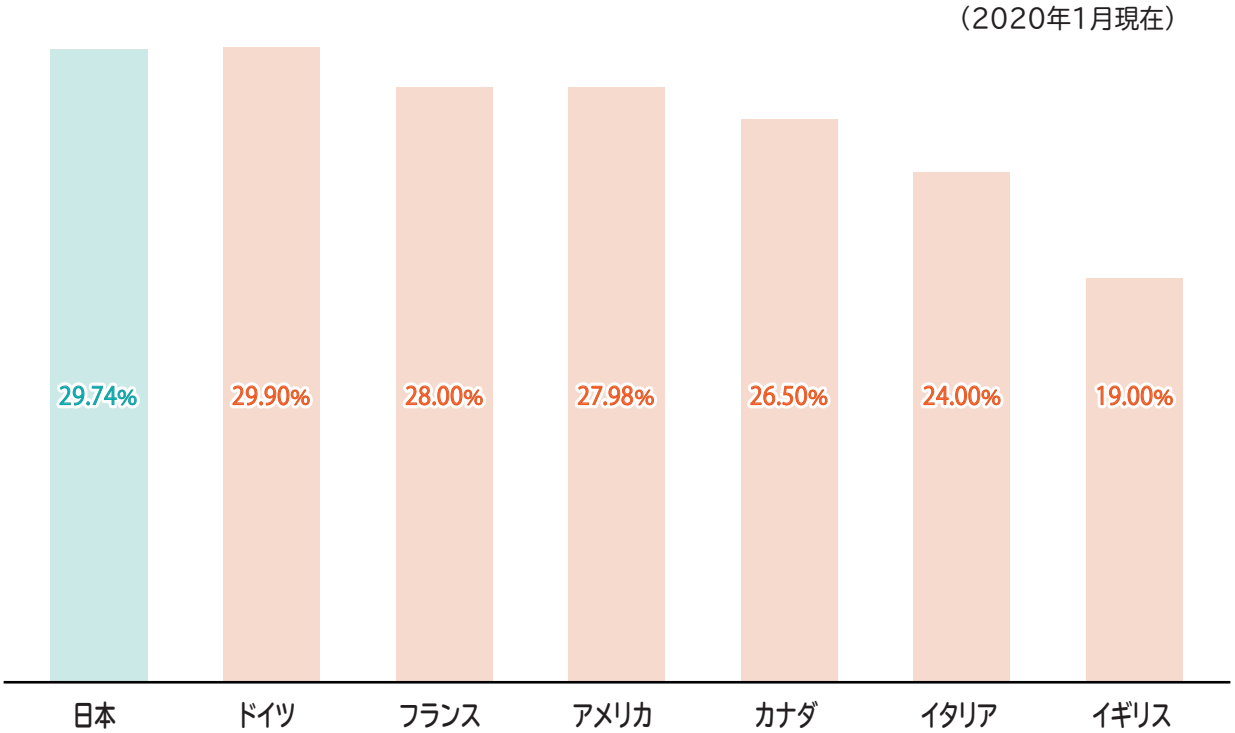

（注1）法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州。
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。
（注2）日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、37.00%（改革前）→32.11%（2015年度）、29.97%（2016・2017年度）→29.74%（2018年度～）となっている。
（出典）各国政府資料等

7.「国際課税」を知ろう

1 国際課税制度について

国際課税制度は、国際的に活動する企業・個人の課税関係を調整する仕組みです。国際的にルールを統一化・明確化しておくことが経済活動や行政にとって重要ですので、日本の**国際課税制度**は国際的な議論も踏まえて設計しています。

最近の主な国際的取組みに、「**BEPS**（Base Erosion and Profit Shifting（**税源浸食と利益移転**））プロジェクト」があります。これは、多国籍企業による国際的な課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるために、日本も参加してOECDが中心となって進めたもので、2015年10月に主要国間で合意し、今や130か国以上が参加する一大プロジェクトです。

この背景には、世界各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させて、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールのずれを利用することで課税逃れを行うことに対する批判が高まったことがあります。現在は、BEPSプロジェクト参加国が合意内容に基づいて、国内法の整備や租税条約の改正を行っています。

「BEPS」の問題点

多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールのずれを利用して税負担を軽減

政 府
- ○納税者の不公平感の高まり、税制に対する信頼の揺らぎ。
- ○税収の減少による財政の悪化。
- ○社会保障や公共投資等に必要な財源が不足する。

個 人
- ○国境を容易に越えられない納税者がより大きな割合の税負担を強いられる。

法 人
- ○BEPSを行っていない企業の競争条件が不利になり、公平な競争が害される。

グループ会社を利用した「BEPS」の例

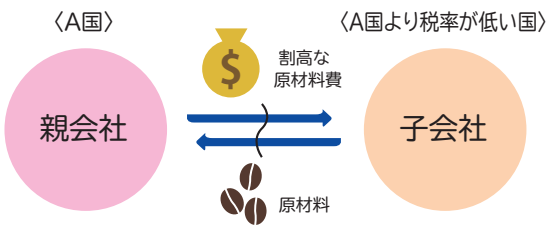

- ●親会社が、税率が低い国に所在する子会社に対して割高な原材料費を支払うことで、通常の価格で取引した場合よりも親会社の利益が減少することとなる（税率が高い国の税源が浸食され、税率が低い国に利益が移転）。
- ●移転された利益は税率が低い国で課税され、グループ全体の税負担が軽減される。

2 租税条約について

日本は、二重課税の除去等を通じた二国間の健全な投資・経済交流の促進を図ることを目的として、各国との間で**租税条約**を結んでいます。租税条約では、国際的な租税回避や徴収回避に対抗することを目的として、情報交換や徴収共助といった税務当局間の協力のための枠組みも規定されています。

令和２年６月１日時点で、日本は76の租税条約等を139か国・地域との間で適用しています。

日本の租税条約ネットワーク

《76条約等、139か国・地域適用／2020年6月1日現在》（注1）（注2）

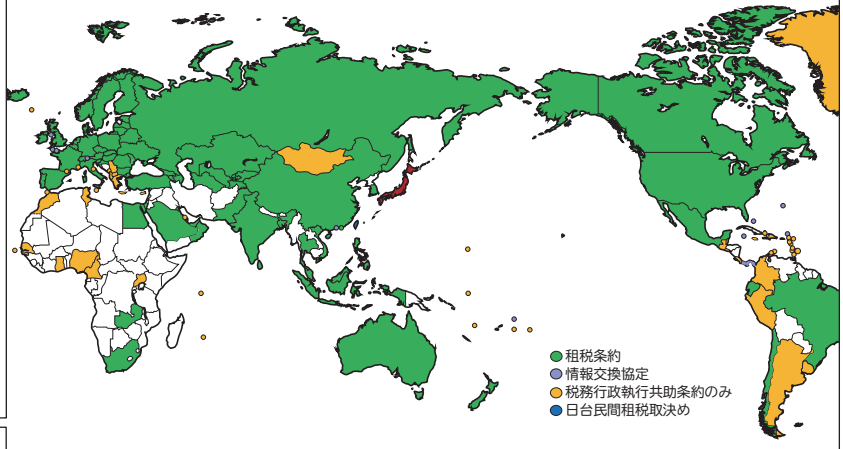

ロシア・ＮＩＳ諸国（12）
ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ、アルメニア、ウクライナ、ｳｽﾞﾍﾞｷｽﾀﾝ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア

欧州（45）
アイスランド、アイルランド、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ガーンジー（※）、ジャージー（※）、マン島（※）、ﾘﾋﾃﾝｼｭﾀｲﾝ（※）
（執行共助条約のみ）
アルバニア、アンドラ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、グリーンランド、サンマリノ、ジブラルタル、セルビア、フェロー諸島、マルタ、モナコ、モンテネグロ

北米・中南米（34）
アメリカ、エクアドル、カナダ、チリ、ブラジル、メキシコ、ケイマン諸島（※）、英領ﾊﾞｰｼﾞﾝ諸島（※）、パナマ（※）、バハマ（※）、バミューダ（※）
（執行共助条約のみ）
アルゼンチン、アルバ、アンギラ、ｱﾝﾃｨｸﾞｱ・ﾊﾞｰﾌﾞｰﾀﾞ、ウルグアイ、エルサルバドル、キュラソー、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ・ﾈｰﾋﾞｽ、ｾﾝﾄﾋﾞﾝｾﾝﾄ及びｸﾞﾚﾅﾃﾞｨｰﾝ諸島、セントマーティン、セントルシア、ターコス・カイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、バルバドス、ベリーズ、ペルー、モンセラット

アフリカ（13）
エジプト、ザンビア、南アフリカ
（執行共助条約のみ）
ウガンダ、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、セーシェル、セネガル、チュニジア、ナイジェリア、モーリシャス、モロッコ

中東（9）
アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ
（執行共助条約のみ）
バーレーン、レバノン

アジア・大洋州（26）
インド、インドネシア、ｵｰｽﾄﾗﾘｱ、韓国、シンガポール、スリランカ、タイ、中国、ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ、パキスタン、ﾊﾞﾝｸﾞﾗﾃﾞｼｭ、フィジー、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、サモア（※）、マカオ（※）、台湾（注3）、ﾏｰｼｬﾙ諸島、モンゴル
（執行共助条約のみ）クック諸島、ナウル、ニウエ、バヌアツ

（注1）税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
（注2）条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。
・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：63本、73か国・地域
・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする条約）：11本、11か国・地域（図中、（※）で表示）
・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて107か国（図中、国名に下線）。適用拡張により124か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。
　このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は54か国・地域。
・日台民間租税取決め：1本、1地域
（注3）台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。

8．これからの「税」を考えよう

政府税制調査会は、令和元年９月に中期答申「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」をとりまとめました。ぜひこの答申をご一読いただき、社会を支える税のあり方について考えてみていただければ幸いです。

「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年９月26日、政府税制調査会答申)

経済社会の構造変化

人口減少・少子高齢化　働き方やライフコースの多様化　グローバル化の進展

経済のデジタル化　財政の構造的な悪化

令和時代の税制のあり方

人口減少・少子高齢化への対応	● 専ら勤労世代に負担増を求めていくことは自ずと限界がある。グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要がある。 ● 消費税は、国民が幅広く負担を分かち合う。所得に逆進的との指摘がある一方、投資、生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税収変動が小さい。 ● 全世代型社会保障の構築に向け消費税率が10%に引上げ。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。
働き方やライフコースの多様化等への対応	● 個人所得課税については、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制に向け、再分配機能の適切な発揮といった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める必要がある。 ● 企業年金・個人年金等に関する税制については、働き方の違い等により有利・不利が生じない税制のあり方や、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について、検討する必要がある。 ● 資産課税については、「老老相続」が増加し、若い世代への資産移転が進みにくくなる中、相続税と贈与税をより一体的に捉え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築を検討する必要がある。
経済のグローバル化やデジタル化等への対応	● 法人課税については、国際競争力への影響の観点から、新しい産業や事業が興りやすく新規開業が行われやすい環境の整備に資する税制の構築が必要である。 ● 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応については、国際的な合意に基づく協調した対応策をとることが重要である。 ● 連結納税制度については、制度の簡素化により企業の事務負担を軽減する必要。 ● エネルギー・自動車関係諸税は中長期的な視点に立って検討を行う必要がある。
デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現	● 税務関係手続を大胆に見直し、ＩＣＴの活用による納税者の利便性向上を図るとともに、適正・公平な課税を実現する仕組みの検討を進めることが重要である。 ● 国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税に対する国民の理解を深めていく必要がある。
持続可能な地方税財政基盤の構築	● 地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。

この答申は以下URLや右記QRコードからご覧いただけます。
https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kai1_2.pdf

税制メールマガジン

税制について最新の動きを配信しておりますので、この機会にぜひご登録下さい。
（バックナンバーもご覧いただけます。）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/index.htm

または 税制メールマガジン で 検索

税制ホームページ

税制改正の内容、各種税制の資料（図解）などをご覧いただけます。

step 1

https://www.mof.go.jp

または 財務省 で 検索

step 2

税制
（国の税金のしくみ）
をクリック→税制ホームページへ

消費税率引上げに関する特設サイト

消費税率引上げの背景等をご覧いただけます。

step 1

https://www.mof.go.jp

または 財務省 で 検索

step 2

をクリック→消費税率引上げに
関する特設サイトへ

税の学習コーナー（国税庁ホームページ）

小・中・高校生向けの学習用教材などが掲載されております。

https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm

または 税の学習コーナー で 検索